

綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける  
自動販売機の設置に係る入札案内書

入札に参加するには事前申し込みが必要です。

受付期間 令和7年9月 1日（月）～9月16日（火）

入札日時 令和7年9月25日（木）13時30分～

入札場所 綾瀬市役所窓口棟3階306会議室

綾瀬市健康こども部児童青少年支援課

## 目 次

綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける自動販売機 の設置に係る入札案内書	2
入札参加申込書（様式1）	9
誓約書（様式2）	10
綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）	11
質問書（様式4）	12
入札書（様式5）	13
委任状（様式6）	15
綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける自動販売機設置場所 の貸付に係る仕様書	16
公有財産賃貸借契約書（案）（様式7）	18
売上報告書（様式8）	24
災害対応型自動販売機の飲料水等の提供に関する 協定書（案）（様式9）	25

# 綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける

## 自動販売機の設置に係る入札案内書

### 1 貸付物件

設置施設：綾瀬市こどもドリームプレイウッズ（綾瀬市深谷中7丁目3270番1）

台数	寸法制限（幅×奥行×高さ） 単位：c m	最低貸付料 （税抜）	販売品目
1台	自動販売機 120×100×200	7,520円／年	飲料 （缶・ペットボトル）

※児童青少年支援課が指示する箇所に容器回収ボックスを1つ設置すること。

※販売価格をメーカー希望小売価格以下とすること。

### 2 貸付期間

令和7年11月1日から令和10年10月31日まで（3年）

### 3 日程

項目	日程
受付期間	令和7年9月1日（月）～令和7年9月16日（火） ※土・日を除く8時30分～17時00分
入札日時・場所	令和7年9月25日（木）13時30分～ 綾瀬市役所窓口棟3階306会議室
契約の締結予定日	令和7年10月1日（水）

### 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 過去2年以上自動販売機事業を営んでいること（綾瀬市において、自動販売機の設置に関して行政財産の目的外使用許可を引き続き2年以上受けている場合も含む。）。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、綾瀬市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないもの、又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 次のアからオまでに該当しないこと。
  - ア 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下「市条例」という。）第2条第2号に定める暴力団

- イ 市条例第2条第3号及び第4号に定める暴力団員等
  - ウ 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
  - エ 市条例第2条第4号に定める暴力団員等と、密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者をいう。）
  - オ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 個人の場合は、綾瀬市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主たる事務所）又は支店、営業所を有すること。
  - (7) 国税及び、住民登録地又は本店所在地における市税の未納がないこと。
  - (8) 令和5年度から令和7年度までの間に国（公社、公団を含む）、綾瀬市又は他の地方公共団体と種類（綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける自動販売機設置場所の貸付契約、行政財産の目的外使用許可）を同じくする契約等を1回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したもの。

## 5 契約上の主な条件

### (1) 契約の内容

本件の貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付となります。

### (2) 貸付料

設置許可期間中の使用料総額は次のとおり算出します。

**落札額×3（年）（小数点以下は切捨て）**

※消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、落札額に相当額を加減して支払うこととします。

納付は年度ごととなり、納期限は当該年度の4月30日までとなります。

※当該物件は屋外設置となり、使用料は土地の賃料扱いとなるため、消費税はかかりません。

### (3) 設置機器の仕様

ア 貸付物件が自治体の公共施設内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

イ ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。

ウ 災害時に、飲料を無料で取り出すことができる災害ベンダーの機能を有した自動販売機とすること。

エ 子どもの見守りや犯罪抑止を図るため、防犯カメラ内蔵の自動販売機とすること。

オ 日本産業規格の据付基準や日本自動販売システム機械工業会の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

#### (4) 設置条件

- ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測子メーター設置費用を含む。）、工事等の実施による移設、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とすること。
- イ 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。
- ウ 光熱水費は、設置事業者の負担とし、計測用子メーターを設置し、それによる実費を綾瀬市こどもドリームプレイウッズ指定管理者が発行する請求書により、毎月指定する納期限までに納付すること。
- エ 事業者は半期ごとに売上数及び売上額を、すみやかに報告すること。
- オ 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- カ 1本あたりの価格については、メーカー希望小売価格以下とすること。  
また、販売品目については児童青少年支援課と協議するものとする。
- キ 設置日は、原則として令和7年10月27日（月）～10月31日（金）の午前中とします。設置日が10月31日（金）より遅れる場合は、分かり次第すみやかに児童青少年支援課に相談・協議すること。ただし、設置日にかかわらず、賃料は11月1日（土）から発生しますので御了承ください。

#### (5) 維持管理

- ア 商品の補充、金銭管理等の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 児童青少年支援課が指示する箇所に容器回収ボックスを1つ設置すること。
- ウ 衛生管理および感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図ると共に、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- オ 自動販売機設置に伴う事故については、綾瀬市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- カ 自動販売機に係る盗難事故及び破損事故に関しては、綾瀬市の責によることが明らかな場合を除き、綾瀬市は一切の責を負わないこととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担によりすみやかに復旧すること。
- キ 自動販売機の故障及び問合せは、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- ク 自動販売機設置に起因する施設内清掃、美化、故障等のトラブル等の対応について、綾瀬市こどもドリームプレイウッズ指定管理者と協議すること。
- ケ 自動販売機に付属する防犯カメラについて、常に正常通り録画が行われるよう維持管理を行うこと。

(6) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、綾瀬市が指定する日までにすみやかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を綾瀬市に請求することができません。

## 6 入札申込手続き

(1) 申込受付期間

令和7年9月1日（月）～9月16日（火）まで

※土・日を除く8時30分～17時00分

(2) 受付場所

綾瀬市早川550番地

綾瀬市役所窓口棟2階児童青少年支援課

※直接書類を持参してください。郵送による受付はしません。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 綾瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書（様式3）

エ 証明書

個人の場合・・・印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合・・・印鑑証明書、登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）

※発行後3か月以内、最新年分のものとします。

オ 納税証明書

個人の場合・・・国税（申告所得税、消費税・地方消費税）、住民登録地の市税（市県民税）の納税証明書

法人の場合・・・国税（法人税、消費税・地方消費税）、本店（主たる事務所）所在地の市税（法人市民税）の納税証明書

※非課税の税目がある場合は、非課税証明書を提出してください。

※発行後3か月以内、最新年分のものとします。

カ 令和5年度から令和7年度までの間に国（公社、公団を含む）、綾瀬市又は他の地方公共団体と種類（綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける自動販売機設置場所の貸付契約又は行政財産の目的外使用許可）を同じくする契約等を1回以上にわたって締結したことの証明。

※貸付契約書、行政財産の目的外使用許可書、公園等の施設設置（管理）許可書の写しでこの証明とすることができるものとします。

※市の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、この書類を提出する必要はありません。

- キ 設置を予定している自動販売機の仕様がわかる書類（カタログでも可）  
(4) 質問書及び回答について

ア 質問期間

令和7年9月1日（月）～9月8日（月）

イ 質問提出方法

質問書（様式4）をEメール又はFAXにて次の宛先に提出してください（必ず送信した旨の電話をしてください）。

Eメール：[wm.705655@city.ayase.kanagawa.jp](mailto:wm.705655@city.ayase.kanagawa.jp)

FAX：0467-70-5701

電話：0467-70-5655

ウ 回答期限

質問に対する回答は令和7年9月10日（水）までに当市HPに公開します。

- (5) 入札参加申込受付書の交付

必要書類を持参した日に書類審査のうえ受付を行います。その場で入札参加申込書の写しに受付印を押印したものを「入札参加申込受付書」として交付いたしますので、入札当日に必ず持参してください。

## 7 入札

- (1) 入札及び開札の日時

令和7年9月25日（木）13時30分から

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できません。

- (2) 入札及び開札の場所

綾瀬市役所窓口棟3階306会議室

- (3) 入札方法

ア 入札金額は、1年の貸付料金額（消費税を加算しない金額）とすること。

イ 入札書には、入札金額のほか、指定事項を記載し、記名押印すること。

ウ 入札書及び入札書（別紙）はホッチキス止めし、割印を押印すること。

※1回目の入札が不調の場合は、2回目の入札を行いますので、押印した入札書及び入札書（別紙）は2部用意してください。

エ 入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押印すること。

※金額訂正したものは無効です。新しい入札書に記載し直してください。

オ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は撤回をすることができないものとする。

カ 入札書は、入札者又は代理人が持参すること。

※代理人が入札をする場合、委任状（様式6）の提出が必要となります。

キ 最低貸付料を下回った入札書は無効とします。

- (4) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由があるとき又は入札者に不正があると認めると

きは、入札期日を延期し、入札を拒み、又は入札を中止することがあります。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当すると認められた入札は、無効とします。

- ア 入札を行う資格のない者が入札した者
- イ 所定の日時までに到着しないもの
- ウ 記名押印のないもの又は入札内容が明らかでないもの
- エ 入札事項を表示せず、又は一定の金額を持って価格を表示しないもの
- オ 同一事項に対し、同時に2通以上の入札をしたもの
- カ 不正な行為により入札をしたもの
- キ その他担当職員が特に指定した事項に違反したもの

(6) 入札時に持参する書類

- ア 入札参加申込受付書（様式1「入札参加申込書」の写しに受付印を押印したもの）
- イ 委任状（様式6）  
※代理人が参加する場合のみ必要です。
- ウ 入札書（様式5-1及び様式5-2、ホッチキス止めで割印）2部

(7) 入札保証金 免除

## 8 落札

- (1) 有効な入札により、最高金額で入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引き、落札者を決定します。

## 9 契約の締結

- (1) 落札者は、令和7年10月1日（水）に、綾瀬市と公有財産賃貸借契約書（様式7）により契約を締結することとなります。
- (2) 契約の締結および履行に関する費用については、落札者の負担となります。
- (3) 契約金額は、「落札額×3（年）」となります。（小数点以下は切捨て。）  
※当該物件は屋外設置となり、使用料は土地の賃料扱いとなるため、消費税はかかりません。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあつた場合も、契約内容を引き継ぐものとします。

## 10 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件所在地、落札額、落札者）を綾瀬市ホームページにて公表します。

## 11 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、同施行令、綾瀬市公有財規則、同契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

## 12 問い合わせ先

神奈川県綾瀬市早川 5 5 0 番地  
綾瀬市健康こども部児童青少年支援課  
電話 0 4 6 7 - 7 0 - 5 6 5 5

様式 1

## 入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申込人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名 印

綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書の内容を承知の上、下記貸付物件の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加を申込みます。

また、市ホームページに落札金額及び落札者を掲載することに同意します。

添付書類（提出する書類に○を付けてください。）

- ( ) ① 誓約書
- ( ) ② 綾瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書
- ( ) ③ 印鑑登録証明書（個人）
- ( ) ④ 身分証明書（個人）
- ( ) ⑤ 印鑑証明書（法人）
- ( ) ⑥ 登記事項証明書等（法人）
- ( ) ⑦ 納税証明書
- ( ) ⑧ 自動販売機設置の実績等を証する書類
- ( ) ⑨ 自動販売機の仕様がわかる書類

担当者氏名  
電話・FAX 番号  
メールアドレス

様式2

## 誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

誓約者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名 印

綾瀬市が行う綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

### 記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しておりません。
- 2 会社更生法第17条の規程に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法第21条の規程に基づく再生手続き開始の申立てはされておられません。
- 3 設置場所の状況、入札案内書及び仕様書の内容を承知したうえで参加します。

以上

担当者氏名  
電話・FAX 番号  
メールアドレス

## 綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

誓約者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名 印

綾瀬市が行う綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

### 記

- 1 誓約者（法人の場合、法人及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
  - (1) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下、「市条例」という。）第2条第2号に定める暴力団
  - (2) 市条例第2条第3号及び第4号に定める暴力団員等
  - (3) 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
  - (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
  - (5) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- 2 上記1に該当する者でないことを確認するため、綾瀬市から氏名（法人の場合は役員）、住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類（住民票等）を添付の上、すみやかに書面により提出します。また、綾瀬市がそれらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

以上

担当者氏名  
電話・FAX 番号  
メールアドレス

様式 4

## 質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

質問者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

印

質 問 内 容	回 答

担当者氏名  
電話・FAX 番号  
メールアドレス

様式 5 - 1

## 入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申込人 住所又は所在地  
 氏名又は名称  
 代表者名 印

次の金額で借り受けしたいので、関係書類を熟読の上、綾瀬市契約規則を遵守し入札します。

入札金額	入札書別紙のとおり
------	-----------

件名 綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける自動販売機設置場所の  
 貸付に係る一般競争入札

担当者氏名  
 電話・FAX 番号  
 メールアドレス

様式 5 - 2

## 入 札 書 (別紙)

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申込人 住所又は所在地  
 氏名又は名称  
 代表者名 印

件名 綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札

物件名称	入札金額								
綾瀬市こどもドリームプレイウッズ (缶・ペットボトル)									円

- (注) 1. 金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」または「円」を記入すること。  
 2. 記載する金額は、1年の貸付料の金額で、消費税を加算しない金額を記入してください。

担当者氏名  
 電話・FAX 番号  
 メールアドレス

## 委 任 状

(宛先) 綾瀬市長

私は、.....を代理人として次の事項を委任します。

### 委 任 事 項

綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける  
自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札に関する一切の権限

受 任 者 印

令和 年 月 日

委任者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

印

## 綾瀬市こどもドリームプレイウッズにおける

### 自動販売機設置場所の貸付に係る仕様書

#### 1 貸付物件

設置施設：綾瀬市こどもドリームプレイウッズ（綾瀬市深谷中7丁目3270番1）

台数	寸法制限（幅×奥行×高さ） 単位：c m	最低貸付料 （税抜）	販売品目
1台	自動販売機 120×100×200	7,520円／年	飲料 （缶・ペットボトル）

※児童青少年支援課が指示する箇所に容器回収ボックスを1つ設置すること。

※販売価格をメーカー希望小売価格以下とすること。

#### 2 貸付期間

令和7年11月1日から令和10年10月31日まで（3年）

#### 3 設置機器の仕様

- (1) 貸付物件が自治体の公共施設内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。
- (2) ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。
- (3) 災害時に、飲料を無料で取り出すことができる災害ベンダーの機能を有した自動販売機とすること。
- (4) 子どもの見守りや犯罪抑止を図るため、防犯カメラ内臓の自動販売機とすること。
- (5) 日本産業規格の据付基準や日本自動販売システム機械工業会の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

#### 4 設置条件

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測子メーター設置費用を含む。）、工事等の実施による移設、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とすること。
- (2) 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。
- (3) 光熱水費は、設置事業者の負担とし、計測用子メーターを設置し、それによる実費を綾瀬市こどもドリームプレイウッズ指定管理者が発行する請求書により、毎月指定する納期限までに納付すること。
- (4) 事業者は半期ごとに売上数及び売上額を、すみやかに報告すること。

- (5) 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- (6) 1本あたりの価格については、メーカー希望小売価格以下とすること。  
また、販売品目については児童青少年支援課と協議するものとする。
- (7) 設置日は、原則として令和7年10月27日（月）～10月31日（金）の午前中とします。設置日10月31日（金）より遅れる場合は、分かり次第すみやかに児童青少年支援課に相談・協議すること。ただし、設置日にかかわらず、賃料は11月1日（土）から発生しますので御了承ください。

## 5 維持管理

- (1) 商品の補充、金銭管理等の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 児童青少年支援課が指示する箇所に容器回収ボックスを1つ設置すること。
- (3) 衛生管理および感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図ると共に、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 自動販売機設置に伴う事故については、綾瀬市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- (6) 自動販売機に係る盗難事故及び破損事故に関しては、綾瀬市の責によることが明らかな場合を除き、綾瀬市は一切の責を負わないこととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担によりすみやかに復旧すること。
- (7) 自動販売機の故障及び問合せは、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機設置に起因する施設内清掃、美化、故障等のトラブル等の対応について、綾瀬市こどもドリームプレイウッズ指定管理者と協議すること。
- (9) 自動販売機に付属する防犯カメラについて、常に正常通り録画が行われるよう維持管理を行うこと。

## 6 売上状況の報告

自動販売機設置事業者は、半期毎の報告を翌月末日までに児童青少年支援課へ行うこととする。報告様式は、別紙売上報告書（様式8）を使用すること。

## 7 その他

設置事業者は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、綾瀬市が指定する日までにすみやかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を綾瀬市に請求することができません。

## 公有財産賃貸借契約書（案）

綾瀬市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（目的）

第2条 借受人は、貸付人が所有する公有財産の一部箇所を、自動販売機の設置を目的として借り受け、その貸付契約により発生した貸付料を、貸付人に支払うものとする。

2 借受人は、前項の目的を変更してはならない。

3 借受人は、貸付物件を第1項の用途に供するにあたっては、別紙仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

（貸付物件）

第3条 貸付物件は次のとおりとする。

名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
綾瀬市こども ドリームプレイウッズ	綾瀬市深谷中7丁目 3270番1	広場	2㎡	1台

（貸付期間）

第4条 貸付の契約期間は、令和7年11月1日から令和10年10月31日までとする。

（貸付料）

第5条 期間内の貸付契約金額の総額は、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額込）とする。

2 借受人は、前項に定める貸付料を、次のとおり、貸付人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年 度	納付金額	納入期限
令和7年度 (令和7年11月～令和8年3月分)	〇〇〇〇円	令和7年〇〇月〇〇日まで
令和8年度 (令和8年4月～令和9年3月分)	〇〇〇〇円	令和8年4月30日まで
令和9年度 (令和9年4月～令和10年3月分)	〇〇〇〇円	令和9年4月30日まで
令和10年度 (令和10年4月～令和10年10月分)	〇〇〇〇円	令和10年5月1日まで

(電気料金の支払い)

- 第6条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計測する子メーターを、借受人の負担により設置するものとする。
- 2 貸付人は、貸付人が指定するものに本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量及び電気料金を基に、子メーターが表示する使用量から按分した電気料金を算出させ、借受人に請求させるものとする。
- 3 借受人は、前項により発行した納入通知書により、指定する期日までに貸付人又は貸付人が指定するものに電気使用料金を納付しなければならない。

(延滞金)

- 第7条 借受人は、前2条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、綾瀬市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和63年綾瀬市条例第5号)の定めるところにより、延滞金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

- 第8条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量不足その他契約に適合しないことを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

- 第9条 借受人は、貸付物件を、善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。
- 2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持修繕)

第10条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受人は、貸付人の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(実地調査等)

第12条 貸付人は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は借受人に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、借受人は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第13条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとし、このために借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

- (1) 借受人が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (5) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。
- (7) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 貸付物件及び貸付物件が所在する施設の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると貸付人が認めたとき。
- (10) 貸付料その他の債務の支払いを、納入期限から3箇月以上怠ったとき。
- (11) その他前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

- 2 貸付人は、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により借受人に損害が生じても、貸付人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 借受人が個人である場合には、その者が、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 借受人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 借受人又は役員等（借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- 2 前項の規定により、貸付人が契約を解除した場合においては、借受人は、契約金額の100分の10に相当する額を貸付人に違約金として、貸付人の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 借受人は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、貸付人と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 借受人は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに貸付人に報告するとともに、被害届をすみやかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(違約金)

第16条 借受人は、第4条に規定する契約期間中に、第2条及び第11条に定める義務に違反したときは、第5条に規定する貸付契約金額の総額の100分の10に相当する額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(相殺)

第17条 借受人が、違約金その他借受人の負担する金額を支払わない場合は、貸付料その他一切の債務と相殺することができる。

(貸付料の清算)

第18条 貸付人は、本契約が第13条第1項の規定により貸付期間の途中で解除された場合において、その原因が借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、これを借受人に対して返還しない。

2 貸付人は、第13条第2項の規定により、本契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第19条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないために、貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第20条 借受人は、第4条に規定する契約期間が満了したとき、又は第13条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第21条 この契約及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人、借受人協議のうえ、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関する訴の管轄は、綾瀬市の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、貸付人、借受人それぞれ1通を保管する。

令和7年 月 日

貸付人 住 所 綾瀬市早川550番地  
名 称 綾瀬市  
氏 名 綾瀬市長 橘 川 佳 彦 印

借受人 住 所  
名 称  
氏 名 印

様式8

売 上 報 告 書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住所

氏名又は名称及び代表者

自動販売機の売り上げ実績を次のとおり報告します。

1 期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 売上額

NO	販売品目	設置施設	場所	売上本数	売上額	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

## 災害対応型自動販売機の飲料水等の提供に関する協定書（案）

綾瀬市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）が令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結した公有財産賃貸借契約の災害対応型自動販売機の（以下「自販機」という。）の飲料水等の提供に関して次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、綾瀬市の区域内において地震等の大規模災害が発生した場合において、借受人が飲料水等を優先的に貸付人に提供することにより災害時緊急対応に寄与することを目的とする。

### （飲料水等の提供）

第2条 借受人は、貸付人の行政区域内において地震その他の災害により重大な被害が発生し、貸付人の災害対策本部が設置され、その本部から飲料水等の提供について要請があったときは自販機内の在庫商品が無償提供するものとする。

2 借受人は、前項の要請を受けたときは、自販機内の飲料水等を優先的に提供するものとする。

### （自販機による飲料水等の提供方法）

第3条 借受人は、自販機の設置場所において重大な被害が発生したときは、貸付人が第2条による飲料水等の提供を受けるための自販機の操作をすることを承諾するものとする。

2 前項の承諾があったときに貸付人の児童青少年支援課は自販機の操作を行うものとし、貸付人は第1項の承諾があったとき以外に使用してはならない。

### （経費の負担）

第4条 災害発生時における自販機の飲料水等の提供に要する費用は借受人が負担するものとする。

### （協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、貸付人と借受人が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和7年11月1日から令和10年10月31日までとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、貸付人、借受人それぞれ1通を保管する。

令和7年 月 日

貸付人 住 所 綾瀬市早川550番地  
名 称 綾瀬市  
氏 名 綾瀬市長 橘 川 佳 彦 印

借受人 住 所  
名 称  
氏 名 印